したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者が行った調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等の安全の確保及び円滑な自動車交通の確保を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第2級の規格に基づき、現道拡幅方式により自転車歩行者道及び停車帯を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和31年9月24日に都市計画決定され、昭和53年8月15日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、当該都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

○中部地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十二日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所	
二十三号	豊橋市神野新田町字子ノ割一三番一から同市富久縞町字西ノ坪一四三番四まで	中部地方整備局及び同局名四国道事務所	

供用開始の期日　平成二十二年十月二十三日

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間は歩行者等が危険にさらされ、円滑な自動車交通が阻害されていることから、できるだけ早期に歩行者等の安全を確保し、円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

さらに、本件区間は高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）に基づき、秦野市において平成14年に策定された「秦野市交通バリアフリー基本構想」の重点整備地区内における特定経路に指定されている区間でもあることから、高齢者、身体障害者等の移動の円滑化を図る必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　神奈川県秦野市役所

○近畿地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十二日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所	
二十六号	和歌山市中字峠原五七〇番二から同市中字宇佐谷五五五番三二まで	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所	

供用開始の期日　平成二十二年十月二十二日

○中国地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十二日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
竹原市田ノ浦一丁目五九六番一地内	前	八六・〇〇～八七・〇〇メートル　〇・〇五キロメートル
	後	四九・〇〇～八七・〇〇メートル　〇・〇五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十二日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所	
百八十五号	竹原市本町一丁目四三五番八から同市田ノ浦一丁目五九五番三まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所	

供用開始の期日　平成二十二年十月二十二日

○中国地方整備局告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十月二十二日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年中国地方整備局告示第十号防府都市計画道路事業三・三・一号環状一号線、三・四・二十七号防府富海線

三　事業施行期間　自平成八年十一月一日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十九年中国地方整備局告示第十号の事業地のうち牟礼今宿二丁目及び大字江泊字猿田地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし